

## 第8回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録

名 称	第8回 阪南市住民センターあり方検討審議会	
開催日時	令和2年11月9日(月) 午後6時00分～午後8時00分	
開催場所	阪南市役所 本庁3階 全員協議会室	
出席者	三星会長、藤井副会長、戸口委員、土井委員、肥田委員、坂上委員、吉田委員、山本委員、岡委員、南山委員	
事務局	森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、川口課長代理、藤井総括主査、岩下総括主事、枇榔主事	
傍聴人数	0人	
議 題	案件1：現況の住民センターの現状と課題、それらの解決・支援策(案)について 案件2：答申素案について	
資 料	○ 資料1 現況の住民センターの現状と課題、それらの解決・支援策(案) ○ 資料2 答申素案	
会 議	会長あいさつ	
	会長	<p>みなさんこんばんは。お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。早速ですが議事に入らせていただきます。</p> <p>みなさんのおかげをもちまして、かなり議論は進んでまいりました。これまでの大きな流れとしましては、これまでの住民センターの利用を制限しているルールを変えるという事務局からの提案については、この委員会として合意致しました。</p> <p>その後、住民センターのあり方について現状に捉われず、ニーズをしっかりと見ていこうということで議論をしておりました。その結果を踏まえ、事務局で庁内の情報収集を経て整理されたのが資料1ということでございます。</p> <p>本日の第一議題としては、まず、前回からの続きとしまして、資料1について議論したいと思います。それが終わりましたら、第二議題として、大詰めの答申そのものの議論に入っていくわけですが、前半で議論した資料1を含めて、答申全体に関して皆さんにお諮りして、合意を得たいと思います。</p> <p>大筋、皆さんの理解が得られましたら、答申についてはこれで固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。もちろん、皆さんからたくさんのご意見を賜りまして、まとまらないようでしたら、今後の流れについても修正する必要が出て来るかもしれませんが、進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、まず、資料1について、事務局より説明願ひます。</p>
	次第3	案件1：現況の住民センターの現状と課題、それらの解決・支援策(案)について
	事務局	<p>〔資料1について〕</p> <p>資料1の中で、文字にグレーの網掛けしている箇所が、前回の審議会以降に、各委員から頂いたご意見や庁内の関係課からの意見を取りまとめ、加筆修正した文言になっていることを説明。また、施設や設備の整備については、協働で実施していくことを基本とすることから、D. 解決策・支援策欄でアンダーラインを引いている文言は、行政主体欄から協働で実施欄へ移動させていることを説明。</p> <p>さらに、資料1を答申の添付資料とする考えであることを説明。</p>
	会長	資料1について、どなたからでも結構ですので、ご発言願ひます。
	A委員	3ページ目の9番、持続可能な運営手法のD欄、行政主体の②市の統一的な減免の基準が設定された場合は、その基準に則り、徴収の基準を統一化するとありますが、減免というものをこれからも残していくということで良いのか。
	事務局	公共施設のまま運用していく間の減免適用について記載しているもので、地域運営に移行していく中での激変緩和の減免基準とご理解いただきたいと思います。

A 委員	<p>協働での実施欄には、①移譲までの移行期間は施設利用料を指定管理者の収入とし、代わりに維持管理費は指定管理者負担とするとなっているが、実際には使用料は90%以上が減免されており、使用料収入というのはほとんどない。使用料収入が全く見込めないのに、維持管理費を指定管理者に出しなさいという書き方になっていないか。激変緩和というのであれば、そういうことも見える形で書く必要があるのではないか。</p> <p>指定管理者に運営が完全に移行すれば、市の減免規定は適用外となり、必要ならば指定管理者の判断で減免したら良い。祭りとか地域で使う場合には地域で減免して、その分は自治会で負担する。今の書き方でこのままいくと、使用料収入がないまま、維持管理費を指定管理者が出さなければならない形になり兼ねないので、その辺りをもう少し工夫していただきたいと思います。</p>
事務局	もう少し丁寧な書き方に改めさせていただきます。
会長	<p>今のご意見を整理させていただくと、もう少し文言を見直して、今のご意見の趣旨が反映するようにということ。また、減免を含めて料金については、一貫して審議会の中でも意見が出ているのですが、その具体については次の話になってきますので、これまでの確認としては、市は決して、今、支出している総金額を減らすことを目的にこの新しい仕組みを考えるのではないという返事だけは取ったつもりなのですけれども、そのディテール（詳細）は、まだここで示せる段階ではない訳ですね。ですから、ここであまり具体的に書きすぎても妙なことになるところがありますので、A委員の仰いましたとおり、その方向で整合性が合うように考えることにしましょう。</p>
B 委員	<p>管理者や運営者がどんどん高齢化し、担い手が減っていく状況にある。</p> <p>新たな担い手として、中学生や高校生のボランティアを募って運営に参画してもらい、参画してもらった生徒には、単位を付与するというようなことを学校でも取り組んでもらうことは出来ないのかと考えたのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>単位ということについては、中学生については市の教育委員会の範疇になります。高校生は大阪府教育委員会となりますので、協議ができるのかということもあるのですけれども、一部になりますけれども大学では、地域の活動に参加することによって単位を取得することができる制度があると耳にしておりますので、若年層の担い手を確保する取り組みとして、ご提案を頂いたことについて教育委員会との協議も必要かと思ひますし、また、その趣旨をどのような文言で落とせるかどうか確認したうえで、改めてお示しさせていただければと思います。</p>
会長	<p>B委員からのご提案に対して、事務局からは教育委員会関係と協議してと言われましたが、具体的なことについてはいろいろな形があるとして、ご提案の趣旨としては、若い方たちが担い手になってくれるようなことを記述ができないかということだと思いますので、それはこの場でその方向で文言を追加するようには、どうでしょうか。</p>
事務局 事務局	<p>すでに社会福祉協議会で、子ども福祉委員という形で、中学生を対象として校区の中では取り組みをされているところがありますので、その内容を社会福祉協議会のC委員より、簡単に説明をしていただけないでしょうか。</p>
C 委員	<p>今、子ども福祉委員活動のお話がありましたが、いくつかの中学校と小学校の方で、子ども福祉委員活動というものが阪南市にはあります。これは、学校の授業ではなくて、学校外の活動として自分たち住む地域の何かボランティア活動を自分たちでできないかということを集まったメンバーたちが、自分たちでやりたいことを考えてやっていくというものなのですが、ミーティングを行うのに、住民センター</p>

	<p>をよく使わせてもらっている。子どものボランティアが運営とか企画の所に入っていけば、よりもっとアイデアも出てきて良いのかなと思いますし、既に今、はんなん共創事業フランコンペという市民活動センター事業の中で、中学生が住民センターを自習室として使いたいという具体的なプランを出してきている子どもたちもいます。</p> <p>ですから、子どもたちなりのアイデアとかも、今後出て来ると思いますので、今、B委員が仰いましたような、子どもたちも巻き込みながら話し合っていく、一つの住民センターがあっても良いのかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ちなみに、子ども福祉委員活動のような、子どもたちに福祉的観点で地域に貢献してもらおうという仕組みは、全国的にやっているのですか、それとも本市の特徴なのですか。</p>
C委員	<p>阪南市の特徴かと思います。</p>
会長	<p>ただ、ご提案の趣旨を考えてみますと、そのような多様な形で福祉の視点もありますが、教育の視点も必要ですね。申し上げたいのは、教育委員会部局の話としては、連携がなかったと思うのですね。</p> <p>大事な提案かと思いましたので、それが実現するような方向で文言を追加することです。また、子ども福祉委員のことも、活用を強めていくみたいなことを入れた方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員からのご意見や会長からご指摘いただきました部分について、文言を付け加えたいと思います。</p> <p>また、A3版の資料1については、答申の附属資料という形で答申と一緒にご提出を頂きたいと考えておりますので、しっかりとそのあたりのことも書き込んだうえで、委員の皆様にご確認を頂きたいと考えております。</p>
副会長	<p>子ども福祉委員というのは、子どもの自発性によるものなので、地域が勝手に担い手として期待するというのは、かえって自発性を損ねるので書き方を重々注意された方が良いと思います。子どもも地域参加して地域運営に関わっていくことは、すごく良いことですので、子どもたちが地域運営に参加していく拠点としても期待されるとか、繊細な書き方、表現をしていただければと思います。</p>
会長	<p>ずばり、担い手としてはっきり期待して書くのは、やはり良くないだろうと。</p>
副会長	<p>ちょっと、しんどいですね。</p>
会長	<p>仰いますとおりですね。ただし、それを促進していく、あるいは教育の場として利用していくみたいなことは大いに結構なので、ですから微妙なところがありますので、書き方をきっちりしなければいけないですね。</p>
事務局	<p>文言の追加案を副会長へお示しし、ご指導を頂いて、文言を追加したいと思いますので、その節には、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>余談になりますが、近畿大学の社会環境工学科ではボランティアを単位にしています。その時に一番学科内で議論したのが、強制力が働いてボランティアをするものではないという正論があって、一方でそれを単位にすることがなぜ悪いのかということもあって、なかなかまとまらなかった。結果としては、学生たちの自発性に任せてその自発性の中で学習した成果として、教員としては認めていくというやり方でやっている。阪神大震災の時にすでにその仕組みがありましたので、直ちに学生たちを集めて、行けるものは皆行けとやりましたら、500名近い学生の内、8割から9割近い学生が行ってくれた。それが教育だったのか、それとも災害禍での教育というよりも地域住民としての義務なのか、その後からも議論した訳です。</p>

	<p>それと、小・中学生の場合は、単位という言葉はないので、教育の一環になりますね。評価をするとすれば、例えば総合学習の一環とかですかね。</p>
B委員	<p>地域のことを学ぶような授業とか、小中学校ではあるのでしょうか。具体的に阪南市はこのような街で、このようなことをやっている街というようなことを小中学校の授業の中でやっているのであれば良いのですが、そのような授業の中で、自治会活動や住民センター運営等に関係する要素を絡めて、子どもたちに教えていただけたら良いのかなと思うのですが。そこまでは無理なのではないでしょうか。</p>
会長	<p>昔の古い状況としては、社会科の中で、必ず地域社会について学ぶというのがあったのですが、今はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>市の方でも、さまざまな地域の学習をしています。例えば、阪南市が今、一番力を入れているのが海洋教育です。具体的に申し上げますと、八つの小学校の内、西鳥取小学校、尾崎小学校、舞小学校、下荘小学校の四つの小学校が、実際に海に入りながら、阪南の身近な位置で学ぶというようなこともやっておりますし、それぞれの地域によって様々な学習はしておりますけれども、ただ、例えば、地域の拠点とかというようなところまでやっているのかは分かりませんが、これから少子高齢化が進んでいきますので、必要な視点であると思っておりますので、そのようなご意見を頂いたことを教育委員会に伝えさせていただいて、何ができるのかということをしっかと確認していきたいと思っております。</p>
会長	<p>この話題について、教育委員会と協議すること自体に意義がありますので、ぜひ、お願いします。総合学習というのはピッタリ当てはまりますね。様々な身の回りの自然と社会に関して自らで考えるというのは、この10年ほど入っている。最近はちょっとそれにブレーキが掛かっているという一面もあるのですが、基本は子どもが選択する対象を何にするのかということ自分で考える訳ですから、大変面白い授業になる訳です。その中にきちんと身の回りの住民センターについて学ぶというのを例として入れていけば良いと思っております。たぶん教育委員会はそれを考えていなかったと思っております。ぜひ入れましょう。</p> <p>また、私としても、そこまで書くのかどうするのか、と考えたものがいくつかあるのですが、1ページ目の1番、地域のつながり、D欄の協働での実施の②に施設の統廃合を行うと記載されているのですが、これは、市の既定の方針というのがありますので構わないのですが、統廃合という言葉を出して良いのかどうか迷ったところですが、その辺は、市としても統廃合という言葉で問題がないと考えられていますか。</p>
事務局	<p>第1回の審議会でお示しさせていただいた、本市の公共施設等総合管理計画の中に住民センターにつきましては、「地域移譲を原則に、施設の集約・整理統合」と記載されておりますので、この表現について審議会でご承認を賜うことは、問題ないと考えております。</p>
会長	<p>何が言いたかったかということ、ごく一部の微修正の場合には、統廃合というよりは、論理的には一部統合、一部廃合になる訳ですが、統廃合と書くと、これを住民さんが読んだときに、市内全域でいよいよ統合廃合が始まるのかと、誤解しないかと感じただけなのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>ここでは統廃合という言葉を使っていますが、公共施設等総合管理計画では整理統合という言葉を使っていますので、修正させていただきたいと思っております。住民センターあり方検討審議会の最初の方で、それぞれ43カ所の住民センターの年間の使用状況を皆さんにご確認いただいた中で、年間で一桁しか使用されていない住民</p>

	<p>センターもありますし、現実として、早く廃止してくれという声が上がっている住民センターもありますので、もちろんしっかり地域の方々の声を聴きながら、使わないところは維持管理費も掛かりますので、整理統合を進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>そうですね、統廃合ではなくて、整理統合ですね。</p> <p>このように書き出して整理してみると、これからの社会の中で住民センターの役割がまだまだたくさんあるということが、よくわかりました。</p> <p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見が無いようでしたら、この表自体が委員と市の協働作業としてできてきましたので、審議会としましたら、これで承認をいただきたいと思いますが、ただし、これで完全に最後になるわけではなくて、大きい改変は一応これで最後としまして、細かい点は、この会議以降にご指摘いただければ、ギリギリ最後まで修正は可能かと思えます。</p> <p>資料1に関しましては承認いただけますでしょうか。</p>
	〔特に意見なし〕
会長	<p>では、承認頂けたものとして進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。</p>
次第4 案件2：答申素案について	
会長	<p>それでは続いて、答申そのものの文言に入っていきたいと思えます。</p> <p>案件2の答申素案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>〔資料2について〕</p> <p>文言にグレーの網掛けをしている部分が、事前配布の資料から変更している部分であることを説明。</p> <p>1ページには、住民センターが建設されてきた経緯と、現在の活用されている状況と建物の状況、そして、市が策定した公共施設等総合管理計画の住民センターを原則として地域移譲とする方針、その方針の中で、持続可能な住民センターのあり方に関する市長からの諮問までの経過を記載していることを説明。</p> <p>2ページが答申の本文であることを、3ページから4ページには、住民センターの運営に関して、これまでご審議をいただいたことを、5ページには老朽化した施設への対応に関することを記載していることを説明。6ページには、本審議会の総括として、会長にお言葉を頂いたことを説明。</p>
会長	<p>市として、議論を求める一番のポイントはどこになりますか。</p>
事務局	<p>まずは、この構成で良いかどうかをご審議賜りまして、その後に、中身についてご議論をいただきたいと考えております。</p>
会長	<p>全体のフレームについて、これでよろしいでしょうかということですが、みなさんいかがでしょうか。</p> <p>具体の詳細でも結構ですので、ご発言をお願いします。</p>
B委員	<p>1ページ目の中程に「施設の集約化（整理統合）」という文言で表現されていますが、先ほど会長が仰いました、施設の統廃合を行うところとの文言の整合性になるのですが、ここで施設の集約化としているのであれば、資料1の方もそのように書き換えた方が良いのではないかと思います。</p> <p>また、3ページ目、(1)運営の主体についての①各種団体との共同運営や広域化という項目を挙げているが、②以下の項目がない。</p>
事務局	<p>まず、1点目のご意見については、先ほどの案件1で申し上げましたように、「集約化」という文言は、平成27年に策定された公共施設等総合管理計画から文言を引用しておりますので、資料1の文言もこちらに合わせた形に修正するということ</p>

	<p>になります。</p> <p>次に、2点目の②の項目がないのに①を付けていることについてですが、今のところ一つの項目だけですけれども、他の章立てと合わせるといことで①を付けております。</p>
会長	<p>まず、集約化というところですが、前の文書がこれだとすれば、これを使うのはやむを得ないのですが、私個人の感想として申し上げますが、この審議会では、集約化まで合意できていないと思うのですが、集約化とは相当きつい言葉ですよ。バラバラなものをまとめる。幾つのもを一つするのか数字的な決まりはありませんが、一般的な整理統合は集約化とは言いません。本当にそれを考えているのなら別ですが、そここのところはどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げましたが、本市には43カ所の住民センターがございまして、施設それぞれによって全く使用状況が違っております。年間数百回使っていただいている住民センターもあれば、数回しか使っていない住民センターもある。また立地的な面でも、地域の真ん中にある利便性の良い住民センターもあれば、開発地の端の土地を帰属されて、非常に通いにくいところにあるものもありますので、集約化という言葉が適切かどうかということはあるのですが、整理統合は必要であると思っております。例えば、端と端にある二つの住民センターを真ん中あたりに、例えば空き家を活用して一つにするとかいう可能性としては、我々は視野に入れておりますので、整理統合という形では進めてまいりたいと考えております。ただ、この答申でも書いていただいているとおり、実際に実施するに当たっては、必ず地域の方の声を聴きながら、丁寧に進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>私のお願いとしては、整理統合ということは結構でしょうが、集約という言葉が先に立って、普通、行政文書で集約化と出しますと、しなければいけないみたいなことになってきて極端なケースも心配されますので、これは整理統合として理解していただきたいと申しておきます。</p> <p>もちろん、集約という言葉が適当なケースも出て来るかもしれませんがね。少子化がもっと進んで、本当に自治会が成立しないぐらいのところが出てきた時や、もっと極端な低密度社会になってきた時には、はっきり集約という言葉を出さざるを得ないかもしれない。しかしその場合でも、集約して良いものかということは、別の機能がやはり最低限の生活機能はあるので、くどいですが集約に捉われると、最低限あるシビルミニマムですね。各生活の場におけるシビルミニマムを無視してまとめてしまうと、結局、集会所の無い地域が出て来る。そういうことも想定されるので言葉使いについては、私個人的な意見としては、依然使った用法としては、先走りし過ぎている気がしているので申し上げました。その点をご注意いただければと思います。</p>
D委員	<p>答申素案の全体について、私自身、情けないと思っているところがある。というのは、地域移譲の目標年限27年というのを、令和27年ではなくて西暦の27年と解釈していたところがあって、ちょっとまずかったなあと、自分自身反省している。</p> <p>というのは、我々、25年先の住民センターのあり方を議論している訳です。それで果たして、この答申案について誰が検証できるのかということです。このメンバーで、25年後ですよ、おそらく検証できる人はいないということ。それと、答申案に盛り込まれている内容ですけれども、住民センターの現在の現状をそのまま書き表しただけで、この審議会が形だけのものになってしまうように見える。というのは、この答申案の中で、どの項目を何年までに答申に基づいて実施できるのかが見えない。</p> <p>例えば、2ページ目に「(3) 具体的な取組に着手する際には、(1)(2)につい</p>

	<p>ての対応を講じたうえで、それぞれの地域と丁寧な議論を重ね、地域の理解を得ながら進められたい」と記載されているが、これができないからこの審議会を立ち上げて、審議会で議論することになったと私は思うのです。それで年間三千三百万円の住民センターに掛かっている費用を行革の中で削減したい。若しくはゼロにしたいというのが、市長からの審議会に対する諮問の本心ではないかと考えられる訳ですけれども。答申素案の最後に、会長のご意見として「おわりに」を書いていただいたということですが、会長の場合は、これでやむを得ないのかと思うのですが、私としては、本当に何を議論してきたのか、最終的にこの答申案に議論がまとめられておらないのではないかと思うところがありますが、25年先の話であるからこれはこれでやむを得ないのかなということと、この答申の素案を今日のこの会議の場で配るといのは、いかがなものかと指摘しておきたいと思います。やはり最終的な答申案ですから事前に配って、熟読して理解してというのが筋だと思うのですが、そういうことで、意見としては、この答申をしてどのようなことが、私たちの目の黒いうちにできるか、その辺のスケジュールを聞かせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、スケジュールについてですが、市長からの諮問の中には、短期、中期、長期という形のスケジュールも作っていただければという諮問ではございましたが、皆様に議論を重ねていただいている中で、何度かスケジュール的なことも含めた提案をさせていただきました。例えば基金の話の中で、短期、中期、長期ということをお示しさせていただいているのですが、それに対して、市民の代表である皆様にお決めいただくのはなかなか困難な場面も多くございました。</p> <p>現在、行財政構造改革プランが施行されておりますが、その最終年度が来年度になっており、その行財政構造改革プランを再度作成するにあたって、それと時期を同じくした形で、事務局としての住民センターの基本方針を作成する予定でございます。今回、答申を賜った後に、短期・中期・長期のスケジュールを盛り込んだ実施計画というものを作る予定になっております。その中で、例えば、今後10年後までには、これぐらいを目途にしたいとかをきっちり記載させていただくことを考えております。</p> <p>また、この答申素案を会議当日に配付して判断せよということは、いかがなものかというご指摘を頂きました。ご指摘のとおりで、全く申し訳なかったと思っております。</p> <p>後ほど、担当よりご説明申し上げますが、審議会のスケジュールとしてはあくまでも9回ということで、本来はあと1回ですけれども、煮詰まらなかつたらもう1回ご参集をとということをお頭の冒頭に会長から仰っていただいたかと思うのですが、本日、概要が決まって、例えば文言について、もう少しこのような修正をとというようなご注文を事務局へいただきましたら、郵送若しくはメール、あるいは直接お伺いして、より皆様のご意見が反映された答申となるよう、丁寧に随時、足を運ばせていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>総合戦略の方では、この住民センターの議論は。</p>
事務局	<p>住民センターの議論というのではなくて、総合戦略では、住民センターの項目はございません。現行の行財政構造改革プランの中に、住民センターをはじめとした公共施設について、施設ごとの審議会を立ち上げて答申を得たのちに、個別計画を立てることが盛り込まれておりますので、それに基づいて今般、この審議会を立ち上げて2年かけて、ご審議いただいたところでございます。</p>
会長	<p>それでは、D委員のご発言の後半にありました、今見せられて判断それは無理だという話については、事務局も今すぐにはと言われていましたので、私は遠慮がちに微細な修正については、まだまだこれから受け付けると申しましたが、微細では</p>

	<p>なくて骨組みに関しましても、もし出てきましたら、再度もう一回集まりましょう。</p> <p>ただ、今ここに出てきたものは、私なりに目を通して考えたのは、これまでの議論から大きく逸脱したものが突然出てきているものはないのではないかと考えまして、こうしたのですが。やはり、民主的に運営するためには、今日、ここに出てきたものを今ここでということに対して疑義があるとすれば、それは必要に応じて、もう一回やらざるを得ないですよ。それで良いですね。</p>
事務局	<p>後ほど、ご一読を頂いてご意見を頂戴する時期などをこちらでお示した後に、今、会長が仰っていただいたように、文言修正など微細なところであれば、丁寧なご説明ということも可能なのですけれども、合意を得るという作業が必要ならば、改めて会議を参集させていただくということで、ご準備させていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>分かりました。では、今日以降もしばらくしっかり目を通していただいて、考えていただければと思います。D委員のご意見の後半の部分については、そういう方向で行きたいと思えます。</p> <p>それから、D委員が提起された前半の部分については、一言でいえば、長期的な話だったのかということが一つ。それから、そもそも市からの支出を大幅削減又はゼロにするつもりで表現はされていなかったが、本音としてはそれがあるのかと思ったと仰いました。これについては、何度も同じ話で、私は確認したいのですが、ゼロにする削減するということが目的ではないと。その理解でよろしいですね。これは議事録にもあったと思えますが、費用に関して委員は疑念を持たれているのですが。</p>
事務局	<p>まず、費用に関してですが、現状を申し上げますと、先ほどD委員が仰いましたように、住民センターで年間三千万円以上の経費が掛かっております。</p> <p>これは全て、維持管理経費で終わっております。今回、この答申の中でもハードとソフトを分けていただいているのですけれども、特にハードに全く手を付けることができておりません。この43カ所の住民センターの内、36カ所が避難所に指定されているのですが、耐震性も十分に確保できていないということもありますので、削減するというよりは、今あるハードの方にもしっかりと手を入れていきたい。その財源を捻出するには、こういったあり方を検討して、市の税収の見通し、これは人口減少もあるのですが、正直なところ心許ないというのが現状でございますので、今ある中で出来るだけハードの方に回せる、要はハードとソフトを含めた全体的に持続可能な住民センターにしていくという意味では、あくまでも費用を削るというよりは、ハードとソフトを併せて持続させていくということを考えております。</p> <p>あと、先ほどD委員から、この審議会で何を議論してきたのかというお話もありました。我々としては、この審議会では、総論の部分ではある程度、合意を頂けたらと思っております。ただ、各論、行政用語で言いますと実施計画ということになると思いますが、こういった部分につきましては、今回の答申を踏まえて、市の方で責任を持って作って、市の方で、地域あるいは議会へ説明に尽くしていくということを考えているところでございます。</p>
会長	<p>D委員、いかがですか。</p>
D委員	<p>例えば、今まででも、行政として住民センターを統廃合、整理統合のそれらを考えられていたと思うのです。ところが、行政として手を付けられないと、地域性の問題ですとか各住民センターの個々の特異性、そういう問題があって手が付けられないからこの審議会ということで、私自身はこの答申案に留保します。</p> <p>というのは、この答申案全体の流れとしては、市に対して何々をお願いしますという意味にも解釈とれる訳です。こういう具合にしてくださいとか、こういう方向</p>



	<p>で行ってくださいというような、そういう答申で果たして、行政が今まで出来ていなかったものを出来るのかどうか。その辺りについて、行政不信ではないですけども、せっかく議論してきたことが日の目を見ないのではないか。ほかの委員も、身近に感じた意見を出されている訳です。それが10年、25年先というのでは、一体どうなのかということで、ある程度できる面から短期的に、私ら審議委員が良かったかと、こういう成果が出てきたのだなという、一つの成果的なものを上げてもらいたいという風に考えます。</p>
会長	<p>D委員のご発言に関連して、私も最初から疑問視していたのは、公共施設等総合管理計画というのは、先に出来てしまっているのですけれども、これが27年という、今の時代のフェーズ（局面）から考えたら、これは相当抽象的な大きな時代変化の話であって、この住民センターの話としては、そんな先の長い話をしても始まらないであろうと。それは方向性に過ぎないので、公共施設等総合管理計画がある以上、それはもちろん否定できないし、尊重しなければいけないので、それはそれとして、この審議会としては、やはり近未来を含むものという解釈で運営してきたつもりです。</p> <p>そうでないと、D委員の仰いますとおり、一生懸命集まって、今ある問題を一歩でも二歩でも解決していこうということに反することになりますので、理解としてはそういう近未来、つまり中期、短期を含む方向性をこの中で、と言いますか、ここで提言していることをもうすぐにも可能なことから実行していく。必要なら、さらにディテール（詳細）の検討会議を開く。ということをご提案されているのではないかと私としてはそう思うのです。ですから、今、私が申し上げたことが必要でしたら、この答申書の文言の中に入れても良いのですけれども。決して先の話ではなくという。あるいは、あと書きとして答申書の「おわりに」のところに、それを明白に入れても良いのですが。と言いますか入れましょか。D委員の仰いますとおりです。</p> <p>その点、事務局としてはどうですか。</p>
事務局	<p>まず、D委員並びに会長の仰いましたところですが、近未来のことということになります。添付されます資料1を中心に、先ほど申し上げました実施計画の中でお示しさせていただきます。例えば、議論させていただいた中で、条例施行規則の改正などは、早急に行う予定でございます。並びに、会長が仰いましたような後書きというよりも、答申の中で、可及的速やかにとか、そういう文言で地域の理解を得ながら進めていただきたいという書き方である方が、答申の本文になりますので、そちらの方でいかがでしょうか。</p>
会長	<p>そうですね、あと書きと言いましたが、あと書きではなしに、もう一回見直して、特に1ページから、この令和27年から皆さん引がかかるかもしれないですね。</p> <p>読まれた市民さんは。なんだ、そんな先のことをと。しかもその先の32%というのはなんだと。</p> <p>まず、この辺りに書き込んでいいですね。それを受けて、より短期中期で可能なものから順次、実行していくという旨を入れませんか。それから途中の所にも、D委員のご発言を考えると位置的に想定できる場所がありますので。そうなりますと、我々がこうやって議論して答申することの意味があると思います。</p> <p>それから、答申自体というのは、諮問された内容がこのようなことなので、我々の方から市へこうしてくださいとか、こうしたらどうかということを出すのが答申なので、形としてはこれで良いかと思えます。それから仰いますような具体施策、こうするという決定ですね。これは、市政の中で詳細を決めていくことになりますから、必要でしたらまた別途、委員会を作る。あるいは市の判断でやっていくという、それはあるかと思えますが、いずれにせよ、この審議会で具体は議論してきて</p>

	<p>いませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。</p> <p>ただ、その方向性というのは、ものすごく大きい影響をこれから与えます。一言でいえば、D委員の仰いますように、私は古いルールで放置してきたと書きましたが、それを変えて、市として積極的に来るべき社会の中で住民センターを利活用していくのだということの姿勢をしっかりと出して、しかもその表を我々の提起に基づいて、この表を各課に持ち込んで、各課の事務局さん以下で議論いただいたらしくて、これはかなり大きな影響を与えるのではないかと思います。</p> <p>ということで、D委員、いかがでしょうか。</p>
A委員	<p>先ほどから言われている1ページ目の、市が平成28年に策定した公共施設等総合管理計画ですが、公共施設全体のすべて、小中学校とか大きなものも含めての計画だと思います。ですので、住民センターだけを捉えてしまうと、32%削減するとかいうことになっているので、この住民センターの議論だけのところに、これを書くとは非常に紛らわしいのではないかと思いますので、これを記載しなければいけないのか。これを抜いてはどうかと思うのですが、計画があるのはあるで良いのですが、わざわざここに書く必要があるのかと思いました。</p>
会長	<p>非常にごもつともなご意見ですね。事務局としてはいかがですか。</p>
事務局	<p>これは、ある意味、市の根幹、住民センターを含めたすべての公共施設の根幹になっておりますので、これは載せる必要があると事務局では考えております。</p> <p>ただ、先ほど皆さんが仰いますように、それではいつするのか、せつかく2年間議論してきたものが、誰も確認できないではないかと。それもごもつともだと思います。それで、今回の答申の肝は2ページの(1)から(3)のところとなっておりますので、例えば、(3)のところに、「具体的な取組に着手する際には」とあるのですが、ここに、「具体的な取組の着手に当たり、短期、中期、長期の視点を入れ」というような、もう少し期限を明確にした文言を入れさせていただいて、より具体的なイメージが出来るので、それを市の方で取りまとめられたい、というようなニュアンスの文言を会長と調整させていただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>今の提案としては、(3)を今の議論を踏まえた文言にもっと強化したいということですね。</p>
事務局	<p>我々としては、そこは非常に大事なところだと思っております。ですから、良いご意見を頂いたと思っておりますので、是非とも入れたいと思います。</p>
会長	<p>今、仰いますように総合管理計画そのものは、このように書いてあるのは事実であって、あえて下げると、また、いけないですね。</p> <p>ただ、A委員の仰いますように誤解を受けるということについては、1ページのところの文書にも手を入れたいですね。</p> <p>あえて皮肉を言いますと、トータルとして32%という数字を当時に出されたのでしようけれども、おそらく個別の削減率というのは出していないはずですよ。</p> <p>シビルミニマムという非常に大事な概念があって、生活していくうえで最低限必要な条件のようなものがシビルミニマムというのですが、市全体としてのシビルミニマムもあれば、地区別、町会別のミニマムもある訳です。そう考えると32%を一律すべてというのは無策であって、削減して良いものと言いますか、削減可能なものと削減してはいけないものがある。その判定はシビルミニマムとして生活最低限ということであるのだろうと思うので、決してこの二行が、従って32%住民センターを削減するということを意味するものではないし、そういう誤解を招かないようなことをこの下に入れたいですね。A委員のせつかくのご発言ですから、改善しましょう。</p>
事務局	<p>市全体の公共施設を100%としましたら、住民センターがおおよそ5%の割合でございますので、32%というのはあくまでも市の公共施設等総合管理計画上での</p>

	<p>市全体の公共施設に対するものですので、A委員のお見込のとおりでございます。          住民センターを32%にと誤解して受け止められないように、表現を考えさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。          特にないようでしたら、先ほど申し上げましたように、骨格に関する事項、詳細に関する事項、いずれにも関わらず、これからも提案していただいて、再度開くかどうかは、私と副会長とに任せていただくということで、今日時点での判断として、いかがでしょうか。</p>
	<p>〔結構です・異議なしの声〕</p>
会長	<p>ありがとうございます。          それでは、取り扱いについては承認頂けたものとさせていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>答申素案へのご意見につきましては、11月20日（金）までにいただきますよう、よろしくお願い致します。</p>